

○国土交通省告示第四百七十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の三第一項第一号ハの規定に基づき、改修工事対象住宅のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので、告示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

地方税法施行令附則第九条の三第一項第一号ハに規定する改修工事対象住宅のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 居室
- 二 調理室
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 洗面所
- 六 納戸
- 七 玄関

八 廊下

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。